

○宜野湾市の共催及び後援に関する事務取扱規程

平成23年5月17日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、宜野湾市(以下「市」という。)が共催及び後援(以下「共催等」という。)を行う行事の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催とは、行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担する(経費の一部を支払う義務を負うことを含む。)ことをいう。

(2) 後援とは、行事の趣旨に賛同し、その開催について協力することをいう。

(共催等の名義)

第3条 共催等について使用する名義は「宜野湾市」とする。

(承認の基準)

第4条 市が共催等の承認を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行事の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

ア 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体

イ 学校等の教育機関及びこれらの連合体

ウ 公益法人又はこれに準ずる団体

エ 新聞、テレビ等の報道機関

オ その他市長が適当であると認める団体

(2) 行事内容等が、公共性又は公益性を有し、市民生活及び福祉の向上並びに産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認められること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、不承認とする。

ア 個人が主催するもの

イ 営利を目的とするもの

ウ 政治的又は宗教的目的を持つもの

エ その他市長が不相当と認めるもの

(承認申請の手続)

第5条 共催等の承認を受けようとするものは、宜野湾市共催・後援承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を原則として行事開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承認するか否かを決定し、宜野湾市共催・後援承認(不承認)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(添付書類)

第6条 市長は、前条で規定する申請書に、次の書類を添付させることができる。

(1) 行事計画書

(2) 収支予算書

(3) 主催者その他主な行事関係者の身分を明らかにする書類

(4) その他必要と認める書類

(承認の条件)

第7条 市長は、承認に際して、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 申請時の行事内容等に変更があった場合は届け出ること。

(2) 行事終了後は結果を報告すること。

(3) 事故防止、救護体制等に留意すること。

(4) 後援の承認を行うに際しては、原則として行事経費の負担支出を伴わないこと。

(5) その他市長が必要と認める条件

(承認内容の変更)

第8条 第5条第2項の行事の共催等の承認を受けた者が、当該承認に係る行事の内容を変更しようとするときは、宜野湾市共催・後援変更申請書(様式第3号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承認するか否かを

決定し、宜野湾市共催・後援変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（承認の取消し等）

第9条 市長は、共催等の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すとともに、以後その関係団体が行う行事の共催等は一切行わないものとする。

（1） 申請の内容に虚偽があったとき。

（2） 行事内容等の変更により、第4条に規定する承認基準を逸脱するものになったとき。

（3） 承認の条件に違反したとき。

（4） その他承認することが不相当であると認められるに至ったとき。

2 市長は、前項の規定により共催等の承諾を取り消したときは、宜野湾市共催・後援承認取消通知書（様式第5号）により主催者に通知するものとする。

3 前項の規定により、共催等の承認を取り消された場合において、主催者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、共催等に必要な事項は、市長が別に定める。